

平成29年(ワ)第164号、平成30年(ワ)第55号 損害賠償請求事件

原告 林 修 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準 備 書 面 (26)

藤川賢教授の意見書を踏まえた主張について

令和4年12月27日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

金 山 伸 宏



同

中 嶋 乃 扶 子



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



被告訴訟復代理人 弁護士

三 森 健 司



同

堀 口 拓 也



外

## 目次

第1 はじめに .....	4
第2 我が国の民事訴訟における「専門家証人」の位置づけについて .....	4
1 民事訴訟における主張及び立証のあり方について .....	4
2 民事訴訟における鑑定の役割と鑑定が機能する前提条件について ..	5
3 我が国の民事訴訟における「専門家証人」の位置づけについて ..	8
第3 藤川教授意見書の証拠価値及び「専門家証人」としての適格性について	9
1 はじめに .....	9
2 藤川教授意見書が対象とする「判断対象」について .....	10
3 藤川教授意見書が対象とする「前提事実」について .....	14
(1) ヒアリング結果について .....	14
(2) その他の前提資料について .....	17
(3) 小括 .....	18
4 藤川教授意見書における「判断結果」及び「前提事実」から「判断結果」を示した過程について .....	19
(1) 藤川教授意見書の結論部分について .....	19
(2) 「前提事実」から「判断結果」を示した過程について .....	20
(3) 藤川教授意見書の背景にある考え方について .....	22
5 藤川教授意見書についての小括及び藤川教授の証人としての適格性 .....	23
(1) 藤川教授意見書の評価 .....	23

(2) 藤川教授の「専門家証人」としての適格性	24
(3) 藤川教授の通常の証人としての適格性	25
第4 藤川教授意見書に記載された、その他の内容について	26
1 はじめに	26
2 「1. 継続する混乱とその背景」について	27
3 「2. 富岡町における複合災害の経験」について	27
4 「3. 富岡町の現状における社会的課題－分断と生活基盤の喪失を中心」について	29
5 「4. 富岡町における復興への課題と維持可能性」について	33
6 「5. コミュニティの再建とその課題」について	35
7 「6. むすび：地域再建と生活再建のために何が求められるのか？」について	41
第5 原告準備書面（27）に対する反論	41
第6 結語	42

## 第1 はじめに

被告は、本準備書面において、原告らの令和4年10月26日付「準備書面（27）（藤川意見書に基づく主張）」（以下「原告準備書面（27）」という。）記載の主張について反論を行い、併せて、本件訴訟において、甲A第104号証（以下「藤川教授意見書」という。）には証拠価値がなく、原告らが令和4年9月15日付証拠申出書において申出を行った藤川賢教授（以下「藤川教授」という。）の証人尋問の必要性がないことを主張する（原告らによる藤川教授の証人尋問の申出を「本件人証申請」という。）。

原告らは、本件人証申請において、藤川教授を「専門家証人」と呼んでいるため、以下では、第2において我が国の民事訴訟における「専門家証人」の位置づけについて論じ、その上で、第3において藤川教授意見書の証拠価値及び藤川教授の「専門家証人」又は通常の証人としての適格性を検討した上で、第4において藤川教授意見書の内容について検討し、第5において原告準備書面（27）に対する反論を行うものとする。

## 第2 我が国の民事訴訟における「専門家証人」の位置づけについて

### 1 民事訴訟における主張及び立証のあり方について

いうまでもないことであるが、我が国の民事訴訟においては、原告が、一定の請求を行い、そのような請求が認められるための法律要件に該当する具体的事實（要件事実）として請求原因事實を主張し、被告がそれについて認否、否認の理由の主張等をし、必要に応じて抗弁事實を主張するという形で主張が繰り広げられ、原告の請求が認められるかどうかを判断するために必要な事實であり、かつ、原告と被告との間で、有無について争いがある要証事實が確定する。その際、要件事実に該当する具体的な事實（主要事實）を直接立証する場合に限らず、このような主要事實の有無を推認する具体的事實（間接事實）を主張し、間接事實と間接事實から主要事實を推認する経験則に基づいて、主要事實を立証することも

ある（間接証明）。

そして、要証事実について、原告及び被告が、書証の提出、証人尋問の申請等を行って立証し、その結果を踏まえて裁判所が事実認定を行うという構造がとられている。

民事訴訟における判断は、法的三段論法として、大前提としての法規（条文・条文解釈により定立される規範等）と、小前提としての具体的な事実から、法適用の結果としての結論が述べられるが、間接事実からの主要事実の認定についても、三段論法を用いて、大前提としての経験則と、小前提としての間接事実から、結論としての主要事実が認定されることになる（経験則三段論法）。

いずれの場合についても、大前提、小前提及び結論は、命題（判断を言語で表したもので、真又は偽という性質をもつもの）の形式をとる必要があり、立証可能性及び反証可能性が存在する必要がある。

そして、経験則三段論法によって得られた結論（主要事実）を、法的三段論法における小前提としての具体的な事実として用いるなど、多数の階層構造の中で整理された命題について、当事者が主張立証を行っていくことになる。

逆に言えば、このような階層構造に位置づけることが不可能な主張は、民事訴訟において意味のない主張ということになる。例えば、「複合災害」、「分断」、「社会関係の解体」、「第三の道」等、訴訟における主張の階層構造のどこに位置づけられるか不明な、独自の概念を主張しても、訴訟上は意味のない主張と考えざるを得ない。

## 2 民事訴訟における鑑定の役割と鑑定が機能する前提条件について

民事訴訟においては、日々前記1で述べたような主張・立証が繰り広げられているのであり、裁判官は我が国において事実の認定を行う能力に最も長けた専門家であり、弁護士は事実について主張・立証を行う能力に最も長けた専門家といって過言ではない。

もっとも、事実認定を行うに当たって、一定の専門的知識が必要な場合があり、そのような場合には、民事訴訟法 212 条以下の規定に基づいて、鑑定人が選任されて、鑑定が行われることになる。

鑑定とは、特別の学識経験を有する第三者に、その専門的知識又はその知識を適用して得た判断を報告させ、専門的知見を訴訟手続に導入することにより、裁判官の判断能力の補助とするための証拠調べとされ、その証拠方法が鑑定人とされる。そして、鑑定の対象となる事項には、①裁判所の知らない法規又は経験則（大前提についての鑑定）、②経験則を具体的事實に適用して得られる事實判断（具体的事實判断としての鑑定）の双方があるものとされており、後者には、印影・筆跡の同一性、土地建物の相当賃料の額、血液型・DNAから推定される親子関係の存否の判断などがあるとされている（以上について、乙B 第411号証（兼子一他著「条解民事訴訟法[第2版]」）・1148頁以下（松浦馨・加藤新太郎執筆部分））。この後者の鑑定においては、やはり三段論法が用いられて、大前提としての特別の学識経験によって得られた経験則と、小前提としての「前提事實」から、結論としての「判断結果」が導き出されることになる。

ここで例えば、一定の契約書に記載された筆跡が被告によるものか、被告以外の者によるものかが要証事實となった場合、筆跡鑑定について特別の学識経験を有する鑑定人に、筆跡Aと筆跡Bが同一人物によるものかという「判断対象」（命題）を示して鑑定を依頼し、契約書記載の筆跡（筆跡A）と被告が書いたことが明らかになっている筆跡（筆跡B）という「前提事實」を提供して、筆跡Aと筆跡Bは同一人物によるものであるという結論か、異なる人物によるものであるという結論か、一定の「判断結果」を示してもらうことになる。

また、DNAから親子関係の存否の判断を求める場合は、人物Aと人物Bに親子関係が認められるかどうかという「判断対象」を示して鑑定を依頼し、人物Aから採取した検体Aと人物Bから採取した検体Bを「前提事實」として提供し、又は人物A及び人物B自体を鑑定人に「前提事實」として面談させて検体を採取

させて、人物Aと人物Bに親子関係が認められるという結論か、親子関係が認められないという結論か、一定の「判断結果」を示してもらうことになる。

不動産鑑定の場合は、若干異なり、特定の不動産の時価等を「判断対象」として示して、鑑定評価額として一定の金額を「判断結果」として示してもらう形にはなるが、「前提事実」となる市場全体の動向、近隣における取引事例、建物の再調達原価を判断する前提となる工事費の単価等についても、鑑定人が客観的な情報から取得することになる。

民事訴訟において、鑑定を有効に活用するためには、留意すべき点がある。

第1に、「判断対象」については、主要事実であれ、間接事実であれ、原告の請求が認められるかどうかを判断するために必要な事実であり、かつ、原告と被告との間で争いがある事実を示す必要がある。このような事実でなければ、鑑定結果が出ても、事実認定のための役に立たないからである。

第2に、「前提事実」について当事者間で争いがある場合、鑑定は機能しない。上記の筆跡鑑定の例でいえば、被告が書いたことが明らかになっている筆跡（筆跡B）を「前提事実」として提供できなければ、契約書記載の筆跡Aが被告によるものかどうかという「判断対象」との関係では鑑定をしても無意味となる。そこで、被告によるものであることが明らかな筆跡を「前提事実」として提供する必要がある。また、不動産鑑定のように、鑑定人自身が「前提事実」を収集する場合、鑑定書の中で、どのような「前提事実」をどのような手法で取得したかを明らかにし、裁判官及び当事者が検証できるようにしなければならない。「前提事実」が明確にされず、どのような「前提事実」にどのような経験則を当てはめて結論を導いたかが分からぬ鑑定は、証拠価値がないといわざるを得ない。

第3に、「判断結果」については、～である、～でない、～円であるといった形で明確な結論が示される必要がある。～であるか、～でないかのいずれかであるといった結論が示されたとしても、事実認定の役には立たないし、～円から～円の間で状況次第で変わる、という結論が示されても、多くの場合は意味がない。

第4に、「前提事実」から「判断結果」を示した過程についても、明らかにされる必要がある。鑑定人は、「前提事実」に、特別の学識経験によって得られた一定の経験則を適用して、一定の「判断結果」を導き出すものである以上、どのような「前提事実」に基づいて、どのような経験則によって、どのように「判断結果」を導き出したのかは明らかにされなければならない。この点、不動産鑑定については不動産鑑定評価基準において不動産鑑定書の記載事項が決められており、筆跡鑑定についても鑑定書中でどのような特徴に類似性が認められたか等が記載され、DNA鑑定の場合も日本DNA多型学会がDNA鑑定についての指針を設けて結論に至った理由や過程を説明して第三者による鑑定結果の検証が容易に行えるよう配慮するものとしている。

このような留意点を踏まえた上で行われることで初めて、鑑定が裁判官の判断能力の補助とするために機能することになる。

### 3 我が国の民事訴訟における「専門家証人」の位置づけについて

鑑定人については、民事訴訟法212条以下に定めがあり、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が指定するものとされているが（民事訴訟法第213条）、民事訴訟法上、「専門家証人」についての定めはない。文献の中でも、「比較法的にも、大陸法は裁判所の知識・判断能力の補充と把握して中立性を重視し、英米法は、当事者から申し出る証拠方法と把握して党派性を基に規律するという二つの立場がある。英米法では、鑑定人は特別の範疇を構成せず、証人の規律の中にあり、一般の証人と区別が必要なときに専門家証人と称せられるのみである。」

（乙B第412号証（高橋宏志著「重点講義 民事訴訟法 下[第2版補訂版]」）・120頁）といった形で説明される程度であり、大陸法に淵源を有する我が国の民事訴訟の中では、法的根拠のない存在である。

そして、民事訴訟規則が、証人に対して「意見の陳述を求める質問」（民事訴訟規則115条2項5号）、「証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める

る質問」(民事訴訟規則115条2項6号)をすることはできないとしていることからすれば、そもそも、「専門家証人」に、自己の直接経験しなかった事実についての意見を求める尋問を行うことは許されず、「専門家証人」の証人尋問は許さないと考えることもできると思われる。

もっとも、訴訟の一方当事者が、不動産鑑定、筆跡鑑定、DNA鑑定等を依頼して行い、その鑑定書を証拠として提出した場合に、このような私鑑定の作成者の尋問を行うことは、実務上も行われる場合があるし、その必要性も認められる。

そこで、「専門家証人」による私鑑定や証人尋問も一律に禁止されるとまではいうべきではないと考えられるが、上記の民事訴訟規則の趣旨に鑑みれば、証人とは異なる立場に立つものととらえ、鑑定人に準じた立場を考える必要がある。

そして、そうである以上、鑑定について述べたのと同様に、①「判断対象」が、原告の請求が認められるかどうかを判断するために必要な事実であり、かつ、原告と被告との間で、有無について争いがある事実であること、②「前提事実」について、争いがないか、検証可能な形で示されていること、③「判断結果」について、明確な結論が示されていること、④「前提事実」から「判断結果」を示した過程が明らかにされていることが必要であり、このような要件を充たさない「専門家証人」の意見書や証人尋問は、証人に、自己の直接経験しなかった事実について意見を求める尋問を行うようなものであり、証拠価値はないといわざるを得ない。

### 第3 藤川教授意見書の証拠価値及び「専門家証人」としての適格性について

#### 1 はじめに

以下では、第2において述べた我が国の民事訴訟における「専門家証人」の位置づけを踏まえた上で、藤川教授意見書の証拠価値及び「専門家証人」としての適格性について順次検討する。

## 2 藤川教授意見書が対象とする「判断対象」について

藤川教授意見書が何を「判断対象」としたかは、必ずしも明確ではない。そもそも、命題の形で明確な「判断対象」を示さない意見書は、「専門家証人」の意見書としては、証拠価値がないといわざるを得ない。

もっとも、あえていえば、冒頭部分（藤川教授意見書・2頁）で、「富岡町を中心と避難指示区域における復興過程でも進行中の被害が存在することを確認し、今後に向けて地域と生活の維持可能性への課題を考察しようとするものである。以下、富岡町と複合災害の概要を簡単に見た後、分断、コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）、境界付近に生きること、の3点から原発事故被害の継続性を考えていきたい。」という記載があるため、“分断、コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）、境界付近に生きることの3つの観点から、富岡町を中心とする避難指示区域において本件事故の被害が継続している”か否かを、「判断対象」としたものとして理解することは考えられる。

しかし、“分断、コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）、境界付近に生きることの3つの観点から、富岡町を中心とする避難指示区域において本件事故の被害が継続している”か否かを、「判断対象」と考えた場合であっても、判断対象を構成する「分断」、「コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）」及び「境界付近に生きること」が意味する内容は明確でなく、上記の命題は本件事故の被害の継続性を図る概念として機能していないのであって、藤川教授意見書において命題の形で明確な「判断対象」が示されたとは到底言えず、藤川教授意見書には証拠価値がない。

すなわち、「分断」、「コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）」及び「境界付近に生きること」はいずれも法律用語でないのみならず、一般的に用いられる用語でも、社会学の領域において広く用いられる専門用語ですらなく、藤川教授意見書において独自に提唱されている用語に過ぎないうえ、藤川教授意見書では、これらの概念について明確な定義が述べられていない。

この点、学術用語については、一般的な「言葉」以上に、定義がはっきりしていることが求められる。学術用語の意味の理解にズレがあっては議論が成り立たないし、不明確な学術用語で記述された命題は、命題自体が不明確ということになるからである。そして、法律用語や法律学において用いられる用語には一般的な学術用語以上に明確な定義が求められることは、裁判所に顕著な事実と考えられる。

ここで、藤川教授意見書にいう「分断」、「コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）」及び「境界付近に生きること」の各用語について検討すると、まず、「分断」という用語については、藤川教授意見書6頁以下を見るに、避難元・避難先の相違による分断、年代・ジェンダー・職業など中間集団ごとの分断、区域見直し・賠償問題に伴う分断が挙げられているほか、「分断」には、放射能汚染の程度との関係、町と原子力関連施設との関係も問題となるなどともされており、一義的な概念は示されていない。藤川教授自身も、「分断」の記述について、「福島原発事故をめぐる『分断』には複数の文脈があり、それは必ずしも社会関係における『対立』を意味するものではない。親しい間柄において遠慮や気づかいなどが生まれたことなども『分断』との関係で語られることがある。」と、「分断」の概念について複数の理解があり、また、明確な定義をすることが難しいことを自認している（藤川教授意見書・9頁）。

次に、「コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）」という用語についても、藤川教授意見書11頁ないし13頁を見るに、藤川教授は、自身がこれまでの論考で「ふるさと喪失」を用いることはほとんどなかったと断りを入れた上で、除本教授、山下教授や関教授の見解を紹介し、「『ふるさと喪失』は避難の長期化に関連する」、「避難の事実が『ふるさと喪失』をもたらすのではなく、帰れない』認識を深める長期的な事象として『喪失』が捉えられていることである。これにはもちろん個人差があるので先述の分断とかかわる。」、「喪失と剥奪の間には若干の相違点があり、『ふるさと喪失』の焦点も論考によって少しずれる」、

「注目したいのは地域生活の損傷としての『ふるさと喪失／剥奪』が避難開始から少し遅れて始まり、避難指示解除後も続くことである」等と述べるが、結局のところ、「コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）」について一義的な概念は示されていない。

さらに、「境界付近に生きること」という用語についても、藤川教授意見書13頁ないし15頁を見るに、「放射能汚染と長期避難の影響、そして、避難指示区分の複雑さとの関係を考えるべきだろう。」「同じく福島第二原発の立地自治体で、交流も深かった楢葉町との回復の差は、事故原発との距離、残留汚染などを考えるを得ない」、「そもそもといわき市のベッドタウン的要素をもっていた楢葉町と、双葉郡の中心地として独立性の高かった富岡町との違いは、双葉郡全体の人口激減による影響の差として反映されたと考えられる。」「避難期間における居住地の隔離の影響も考えられる。」「境界に関しては、さらに、心理的な意味もある」と述べるが、藤川教授は様々な要素との関係性を（客観的な根拠もなく）示唆したにすぎず、藤川教授意見書において、「境界付近に生きること」の一義的な概念は示されていない。

以上のように、「分断」、「コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）」及び「境界付近に生きること」という用語自体がいずれも不明確であり、“分断、コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）、境界付近に生きることの3つの観点から、富岡町を中心とする避難指示区域において本件事故の被害が継続している”か否か、判断することなどできないのであるから、藤川教授が、“分断、コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）、境界付近に生きることの3つの観点から、富岡町を中心とする避難指示区域において本件事故の被害が継続している”と主張したとしても、それは、判断が不能な命題について藤川教授が独自の主張をしているだけであり、反論も議論も無意味なものとなる。

以上のとおり、藤川教授意見書においては、そもそも「判断対象」を構成する「分断」、「コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）」、「境界付近に生き

ること」の各用語が示すべき概念は第三者の理解が難しい藤川教授の独自の用語である上、意見書においてそれらの概念について明確かつ一義的な定義も示されていない以上、命題の形で明確な「判断対象」が示されているとはいえないといわざるを得ない。

この点、「判断対象」については、主要事実であれ、間接事実であれ、原告の請求が認められるかどうかを判断するために必要な事実であり、かつ、原告と被告との間で、有無について争いがある事実である必要があることは既に説明したところであるが、本件訴訟においては、原告らが“分断、コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）、境界付近に生きることの3つの観点から、富岡町を中心とする避難指示区域において本件事故の被害が継続している”旨主張し、それが争点となっているという関係にはない。そのような抽象的な問題が争点として争われているのではなく、個々の原告らが損害賠償請求権を有するかどうか、多額の賠償金の支払によって、本件事故に基づいて個々の原告らが被った損害が填補し尽くされており、また、精神的苦痛も慰謝されているといえるか、それとも、いまだに損害賠償請求権が残っているかどうか、仮に損害賠償請求が認められる場合はそれがいくらとなるかが争点となっている。そこで、“分断、コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）、境界付近に生きることの3つの観点から、富岡町を中心とする避難指示区域において本件事故の被害が継続している”か否かという抽象論は、本件訴訟において特段の意味を持たない。

以上のとおり、藤川教授意見書は、本件訴訟と無関係であり、かつ、それ自体において意味を成さない事項を「判断対象」としたものであり、本件訴訟において、証拠価値が認められないことは明らかである。

なお、上記では「分断」、「コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）」及び「境界付近に生きること」という用語の不明確性について主張したが、「複合災害」、「第三の道」等々の藤川教授意見書で用いられる用語の多くが、明確な定義がない中で用いられており、その結果、藤川教授意見書が、明確な命題や結論

を示さない中で、次々と新しい用語を用いて独自の見解を述べることにより一定の印象を植え付けて、偏った印象を与える内容となっていることを付言しておく。

### 3 藤川教授意見書が対象とする「前提事実」について

#### (1) ヒアリング結果について

藤川教授意見書が何を「前提事実」としたかは、全く示されていない。一部について、藤川教授意見書では、「富岡町役場でのヒアリング」（藤川教授意見書・17頁等）、「いわき市でのヒアリング」（同18頁）、「富岡町でのヒアリング」（同19頁等）、「南相馬市でのヒアリング」（同22頁）、「猪狩弘道」（同25頁）、「飯館村でのヒアリング」（同32頁）と付記されたヒアリング内容が記載されているが、これらのヒアリングは、誰からどのような形でヒアリングをしたのか、ヒアリングをした結果がどのようなものであったかが明らかにされていない。

また、例えば南相馬市、いわき市、飯館村でのヒアリング対象者等、富岡町とは無関係の者の伝聞供述（少なくとも、本件訴訟における本件事故当時富岡町に居住していた者の損害賠償請求権の有無並びに損害の填補及び精神的苦痛の慰謝の有無を判断するに当たり前提とし得ない伝聞供述）が多数含まれていることから、本件訴訟と無関係な事実関係が掲載されているという観点でみても、藤川教授意見書が「前提事実」を適切に示したとは到底いえない。

なお、本件と同種の集団訴訟である別件訴訟（福島地方裁判所いわき支部平成27年（ワ）第180号）において（以下「別件訴訟」という。）提出された藤川教授の意見書では、藤川教授がヒアリングをした18名のうち、14名が当該訴訟の原告であり、さらにもう2名は当該訴訟の原告からの紹介者であるなど、ヒアリング対象の大多数が原告側に非常に近い者であったことが判明している（乙B第413号証・35頁～36頁）。また、藤川教授意

見書では、本件訴訟の原告である猪狩弘道氏（原告番号2）からのヒアリング結果が意見の基礎とされているが（藤川教授意見書・25頁）、原告本人としてはどのように回答すれば本件訴訟において原告らに有利な結果となり、賠償金の支払が受けられるかを理解した上で回答がなされたものであることが容易に推測される。

このように、本件の藤川教授意見書においてヒアリング対象とされている者については、上記のとおり別件訴訟で提出された藤川教授の意見書におけるヒアリング対象者がほとんど別件訴訟の原告あるいは原告に近い者であったという前例に鑑みても、本件訴訟の原告らないしその関係者がヒアリングの主な対象者になっていると考えられるが、そうだとすると、その結果が、一定の偏った内容になることは当然の帰結である。このような、回答結果に偏りが生じる可能性が高い状況で行われたヒアリングに「前提事実」として求められる客觀性があるとは到底いえない。

これに加えて、藤川教授意見書に記載されているヒアリング結果には、以下の問題点も存在する。

まず、藤川教授意見書のヒアリング結果はいずれも伝聞であるうえ、さらにヒアリング対象者が別の者から聞いた再伝聞が含まれている。例えば、藤川教授意見書26頁において、「私の耳に入ってくるのは、どうも補助金稼ぎだと。ソバを作つていれば一反当たりなんぼ、何々をつくつていればなんぼと。」との記載がなされているが、そのような記載からは、ヒアリング対象者が誰から聞いた情報であるのかすら不明である。

また、藤川教授意見書のヒアリング結果は、いずれも個人の主觀を述べたものに過ぎず、供述内容を裏付ける客觀的資料は何も提示されていない。例えば、「女性の力ってすごいなと思ってるんです。…建築に携わる方がこちらに来たり、また、運転される方がたがこちらに来たときに……〔中略〕そこにいる方がたとの関係がなければ定着はしないんだろうなって思ってるんで

すね。」（藤川教授意見書・17頁）、「元の町民と今の居住者700～800人の、その横の疎通はゼロですから。ただ、原発作業員は、ここに住んでいるという、夕方帰ってきて朝起きれば出ていくとそれだけでありますので、あの方たちが「富岡どうすっぺ」っていうのは、全然、さらさらないと思うんです」（藤川教授意見書・19頁）、「まあ私たちのところもそうなんですが、長男世帯が〔県外に〕家を建てましたから、もうこちらに家族そろって戻ってくるということはなくなったのかなという気がします。」（同22頁）と記載されているとおりである。

このような、回答結果に偏りが生じる可能性が高い状況で行われ、再伝聞を含む伝聞供述であり、客観的資料による裏付けもないヒアリングに「前提事実」として求められる客観性があるとは到底いえない。

また、ヒアリング結果については、本件事故に対して一定の意見・見解を有すると考えられる藤川教授が、ヒアリングをした結果を、発言者を匿名にした上で、藤川教授が有意義と考えたコメントを抜き出して記載したものであることが窺われる一方で、被告には発言者とされる者に対する反対尋問の機会が与えられていない。

いうまでもなく、刑事訴訟では、伝聞証拠禁止の原則が認められ、伝聞証拠を証拠とすると事実認定に誤りを生じる可能性が類型的に高いことから、証拠能力を否定して原則これを証拠とすることはできないものとされている。民事訴訟においては、証拠能力の制限までは認められないものの、一般的に証拠力が低いものと考えられている。

そして、前記第2・3において、「専門家証人」が機能する前提として、「前提事実」について争いがないか、検証可能な形で前提が示されていることが必要であると述べたが、被告としては、藤川教授意見書が「前提事実」としたヒアリング結果については、匿名であり、かつ、反対尋問の機会が与えられていない以上、「前提事実」として認めることは到底できない。

仮に、原告らの発言内容を証拠とするのであれば、原告らの本人尋問を一人でも多く行い、反対尋問によって、その供述内容の信用性を検証すべきであり、匿名での反対尋問を経ないヒアリング結果を「前提事実」とする藤川教授意見書は、本件訴訟において、証拠価値を有しないものといわざるを得ない。

なお、藤川教授意見書には、上記のとおり、回答者の属性等からみて回答結果に偏りが生じている可能性が極めて高い中でも、「原発事故が 100% の原因ではないのかもわかりませんが、ある世帯では横浜の方にいて定年したら後を継ぐんだと言っていたのが戻らないことに決定したとか、まあ私たちのところもそうなんんですけど、長男世帯が〔県外に〕家を建てましたから、もうこちらに家族そろって戻ってくるということはなくなったのかなという気がします。」等、本件事故との因果関係に疑問を持つヒアリング結果も一部記載されていることを付言する（藤川教授意見書・22頁）。

## （2）その他の前提資料について

藤川教授意見書においては、ヒアリング結果以外にも、文献、新聞記事、統計資料等の資料が引用されている。

しかしながら、一例を挙げれば、藤川教授意見書では、令和 2 年 9 月時点の農林水産省「東日本大震災からの農振水産業の復興支援のための取組」を基礎として、「農業再開はある程度まで進んでいるとも、頭打ちになっている」、「小規模農家の営農再開は困難」と断じているが（藤川教授意見書・21 頁、22 頁）、藤川教授意見書が指摘する令和 2 年 9 月時点の資料中（調査は平成 29 年 12 月まで）、原子力被災 12 市町村<sup>1</sup>の認定農業者以外の農業

---

<sup>1</sup> 広野町、田村市、檜葉町、葛尾村、川内村、南相馬市、川俣町、飯舘村、浪江町、富岡町、大熊町、双葉町を指す（乙B第414号証〔農林水産省「東日本大震災からの農振水産業の復興支援のための取組（令和2年9月版）・16頁〕」）。

者の営農再開済みの割合は29.2%（518者）である一方で（乙B第414号証〔農林水産省「東日本大震災からの農振水産業の復興支援のための取組（令和2年9月版）・19頁〕）、令和4年3月時点の資料（調査は平成29年4月～令和3年12月）では、認定農業者以外の農業者の営農再開済みの割合は40%（898者）まで上昇しているうえ、未再開の農業者の主な課題も、鳥獣害対策や用排水路の復旧と、設備面の課題が指摘されているにとどまる（乙B第415号証〔農林水産省「東日本大震災からの農振水産業の復興支援のための取組（令和4年3月版）・24～25頁〕）。このように、古いデータに基づいて行われた藤川教授意見書の主張については、復興が急速に進んでいるという事実を捉えておらず、実態に即したものとはいえない。

そのほか、文献や新聞記事についても、その内容自体に誤りがある可能性があるし、藤川教授による解釈や理解に誤りがある可能性もある。

このように、藤川教授意見書の中で、客観的なデータに基づく記載に見える部分についても、藤川教授の調査結果及びそれに基づく意見のままに事実が認定されるべきではなく、仮に、本件訴訟において、原告らが、これらの記載内容について主張・立証をする意向があるのであれば、原告らが準備書面によって主張を行い、文献、新聞記事、統計資料等自体を証拠として提出すべきであるし、このような主張・立証があれば、被告としても、具体的な認否・反論を行う予定である。

### （3）小 括

前記第2・3において、「専門家証人」が機能する前提として、「前提事実」について争いがないか、検証可能な形で前提が示されていることが必要であると述べたが、以上のとおり、藤川教授意見書が「前提事実」とした内容について、被告として認められるものはほぼないほか、検証可能な形で示され

てもいない。

したがって、このように争いのある事実を前提として作成された藤川教授意見書には、「専門家証人」の意見書として求められる客観性が欠けているといわざるを得ない。

#### 4 藤川教授意見書における「判断結果」及び「前提事実」から「判断結果」を示した過程について

##### (1) 藤川教授意見書の結論部分について

藤川教授意見書においては、明確に結論が示されておらず、「判断結果」が示されているとはいい難い。もっとも、藤川教授意見書2頁の記載から、“分断、コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）、境界付近に生きることの3つの観点から、富岡町を中心とする避難指示区域において本件事故の被害が継続している”ことが「判断結果」であるとも考えられる。

また、「前提事実」から「判断結果」を示した過程についても、藤川教授意見書では明確に示されていないが、①本件事故の被害の継続性については、藤川教授意見書11頁において「避難指示とその変遷が多く、区分も複雑だった富岡町ではとくに、実際に選択を迫られ、それが周囲の衆目を受け、選択の結果には自己責任を迫られる状況が長期的にくりかえされてきた。とすれば多様な分断も原発事故をめぐる被害の一部であり、かつ、それが長期にわたることが認められるべきだろう。」とされ、②「分断」については、藤川教授意見書6頁～7頁において「避難元・避難先の相違による分断、年代・ジェンダー・職業など中間集団ごとの分断、区域見直し・賠償問題に伴う分断」があるとされ、③コミュニティ変容については藤川教授意見書13頁において「選択の結果、時間をかけて元の姿に近づけていく可能性が減っていくため「ふるさと」の変更・損傷はさらに進む。」とされ、④境界付近に生きることについては藤川教授意見書15頁において「双葉郡の中心的な存在と

して発展した町が境界部に変わってしまったことは、地域再建にとっても厳しい」、「境界部では地域的な合意を得ることが難しくなり、再建に向けた始動にも時間を要する。」とされ、これらが一応は「判断結果」を示した過程を示す部分と考えられる。

以下、これらの「判断結果」を示した過程を示す部分につき、必要な範囲で反論する。

## (2) 「前提事実」から「判断結果」を示した過程について

例えば、藤川教授意見書では、①「富岡町ではとくに、実際に選択を迫られ、それが周囲の衆目を受け、選択の結果には自己責任を迫られる状況が長期的にくりかえされてきた」という点に関して、「たとえば放射線（量）へのリスクの感覚の違いも政府や専門家などによる論争の影響が大きいにもかかわらず、福島にかかる人たちが当事者として見られることが少なくない。選択の強要とその結果を「自己責任」として押し付ける圧力は、多くの人たちに孤立感を与える。ある意味ではこれこそが福島原発事故における分断の起点であり、そのひずみが多様な裂け目をもたらした」（9頁）という主張がなされているが、そのような主張をするのであれば、富岡町の空間放射線量の推移や、本件事故当時に富岡町に居住していた者が放射線（量）につきどの程度のリスクを感じていたのか、人口の増減、世代単位の他の自治体への転居の理由等が分析されなければならないところ、藤川教授意見書ではそのような分析を一切経ることなく、所与の前提として論述が続けられている。

そして、このように明確な命題の提示や客観的なデータによる検証を避けつつ、「事故原発との距離、残留汚染などを考えざるを得ない」（14頁）、という主張によって、富岡町における本件事故後の人口回復の状況について、あたかも避難指示解除後も人口が戻らないことは放射能の残留汚染に起因するものであるかのような印象を与えようとしている。

しかし、本件事故によって避難をした者については、避難先がほとんどの場合、利便性の高い都市部であったことから、都市部での生活に触れて、元の居住地に戻るよりも都市部での生活を続けたいと考えた住民が多かった可能性は高い。また、もともと都市部への転居を希望していた住民が、被告からの住居確保費用等の賠償金を得て、都市部に住宅を確保しそのまま定住するケースも考えられる。

また、②「避難元・避難先の相違による分断、年代・ジェンダー・職業など中間集団ごとの分断、区域見直し・賠償問題に伴う分断」があるという点についても、本件事故当時の居住場所、本件事故後の移転先の分析や、これらが相違することによる「分断」の具体的な内容や理由、年代・性別・職業のカテゴライズ及びこれらのカテゴリーによる「分断」の具体的な内容や理由、さらに、避難指示区域の見直しや損害賠償金の支払いの事実がいかなる理由で、どの者とどの者との間での「分断」を発生させたのか等の分析がなされなければならないところ、藤川教授意見書では、これらにつき客観的な資料に基づく分析が全く行われていない。

さらに、③「選択の結果、時間をかけて元の姿に近づけていく可能性が減っていくため「ふるさと」の変更・損傷はさらに進む。」とする部分についても、そもそも藤川教授意見書では「ふるさと」について明確な定義がされていない。また、「残留汚染と避難の長期によって、住民にとっての生活基盤が失われていく」、「避難指示が解除されても帰還の選択肢が増やしたことにはならず、選択の強制感が強まった」、「そして、その選択の結果も地域の変容を促進することになる」と論ずるが（藤川教授意見書・13頁）、避難指示解除後、復興政策がとられる富岡町に帰還するか別の地域に移るのかの選択可能性を捨象してこれらの事項を断定し、いかなる理由により、どのように生活基盤が失われるのか、いかなる理由・根拠により選択の強制感というあいまいな内心が強まるのか、選択の結果がいかなる理由で地域の変容を促進す

るのか、全く分析されていない。

これに加えて、④「双葉郡の中心的な存在として発展した町が境界部に変わってしまったことは、地域再建にとっても厳しい」、「境界部では地域的な合意を得ることが難しくなり、再建に向けた始動にも時間要する。」とする部分についても、富岡町と楢葉町との令和4年1月31日時点の町内居住率の差が「事故原発との距離、残留汚染など」によるとする、本件事故当時に富岡町に居住していた者が放射線（量）につきどの程度のリスクを感じていたのか等の客観的な資料及び理由の分析、双葉郡の中心地といわき市のベッドタウン的要素を持つ楢葉町という本件事故前からあった町の特性がいかようにして本件事故による被害を継続させることになるかの分析もされておらず、藤川教授意見書では結局のところ、判断結果にかかる過程につき、十分な分析がなされているとは言い難い。

このように、藤川教授意見書が提示する「判断結果」に至る過程については、様々な理由・要素が考えられ、その理由・要素につき客観的な資料に基づく分析を要するところであり、「専門家証人」としてのあるべき姿としては、仮説を立てて、客観的なデータや調査に基づいて、仮説に応じた検証を行うべきであり、これをせずに「分断」等上記①ないし④の観点から「富岡町を中心とする避難指示区域において本件事故の被害が継続している」といった不明確な主張を行うことは、「専門家証人」としての判断とは言い難い。

### （3）藤川教授意見書の背景にある考え方について

藤川教授意見書の全体的な主張を論理的・分析的にではなく、感覚的・印象的にみると、藤川教授としては、本件事故後の川内村への道路の渋滞、避難指示区域の区分等の富岡町や国の政策、富岡町の地理的位置や双葉郡の中心地としての立ち位置、賠償を通じた格差等により富岡町が「分断」し、富岡町における被害が継続していると主張していると思われる。

しかしながら、第1に、本件事故前から、地域社会の変容が生じていたのではないかとも考えられるが、この点についても、明らかになっていない。

第2に、現状がどうなっているかも明らかにされていない。後述の「にこにここども園」、「トータルサポートセンターとみおか」等、人が戻った後新たに開園した施設も多いが、このような現状は、藤川教授意見書からは読み取れない。

さらに、第3として、変化が生じているものとして、それが本件事故に起因するものであるかどうかも明らかにされていない。他の原因がないかどうかの検証が全くなされていない。

結局のところ、藤川教授意見書は、藤川教授独自の価値観に基づく、独自の主張を、藤川教授独自の用語をもって述べる書面であるにとどまり、個々の原告らが損害賠償請求権を有するかどうか、多額の賠償金の支払によって、本件事故に基づいて個々の原告らが被った損害が填補し尽くされており、また精神的苦痛も慰謝されているといえるか、それとも、いまだに損害賠償請求権が残っているかどうか、仮に損害賠償請求が認められる場合はそれがいくらとなるかが争点となっている本件訴訟において参照されるべき意味を持たない書面というほかない。

## 5 藤川教授意見書についての小括及び藤川教授の証人としての適格性

### (1) 藤川教授意見書の評価

以上の検討結果を踏まえると、藤川教授意見書の「判断対象」は、“分断、コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）、境界付近に生きることの3つの観点から、富岡町を中心とする避難指示区域において本件事故の被害が継続している”といった、藤川教授独自の概念に基づく抽象的な主張に過ぎず、「判断対象」が、原告の請求が認められるかどうかを判断するために必要な事実であり、かつ、原告と被告との間でその有無について争いがある事

実であるとは到底いえない。

また、②藤川教授意見書の「前提事実」は、誰が回答をしたか、誰が発言をしたかも不明なヒアリング結果（しかもヒアリング対象は訴訟への利害を有するものが大半を占める。）、証拠として提出されておらず何らの検証も行われていない文献や新聞記事、統計資料等であり、「前提事実」について当事者間で争いがないとも、検証可能な形で示されているとも到底いえない。

さらに、③藤川教授意見書の「判断結果」及び④「前提事実」から「判断結果」を示した過程については、「あるようにも見える」（13頁）「考えざるを得ない」（14頁）といった主観的かつ曖昧な主張から印象を操作しており、その結論も極めて曖昧かつ感傷的なものであり、藤川教授独自の価値観に基づく独自の主張を、藤川教授が独自に用いる用語をもって主張しているに過ぎない。

このように、藤川教授意見書は、「専門家証人」の意見書として必要な要件を充たしておらず、証拠価値は認められない。

## （2）藤川教授の「専門家証人」としての適格性

次に、藤川教授の「専門家証人」としての適格性について検討すると、第1に、藤川教授意見書が、「専門家証人」の意見書として必要な要件を充たしておらず、証拠価値が認められない以上、藤川教授について、証人尋問を行う必要性が認められないことは明らかである。

また、第2に、藤川教授には、中立性・客觀性も認められない。すなわち、鑑定人、「専門家証人」の鑑定結果や証言に価値があるのは、その中立性・客觀性によるものである。鑑定人、「専門家証人」とともに、自らの特別の学識経験にプライドを持ち、原告・被告のどちらから依頼を受けようと、自らの判断を曲げることはせず、客觀的に自ら正しいと考える「判断結果」を中立的な立場から示すことが期待されているし、全ての鑑定人、多くの「専門家証

人」は、このような期待に応えているのではないかと考えられる。そのような前提があるからこそ、鑑定人、「専門家証人」の鑑定結果等に信用性が認められることになる。これに対して、藤川教授は、真偽不明な命題を客観的に実証することで結論を出すという立場ではなく、基礎概念としての「分断」という言葉自体から始まって、「帰還の開始は」「被害の終息を意味するわけではない」（藤川教授意見書・2頁）などと論拠が不明確な主張をするとともに、被告に対して提起された別件訴訟の原告側の証人として出廷した実績もあるなど、一貫して、本件事故の被害者、原告らの立場に立つことを自ら明らかにしている。このように、通常の鑑定人、「専門家証人」が備えているべき中立性・客観性を藤川教授は有していない。

第3に、藤川教授は、原発事故に基づく同種の別件訴訟において、尋問を受けた経験があり、その結果が乙B第413号証（藤川教授尋問調書）であるが、これによれば、主尋問については、一問一答の形ではなく自らの意見を長々と述べる状態になっており、証人尋問の体をなしていない。また、反対尋問に対しては、放射線被ばくや放射線の医療分野についての知見については「全くないと思います」（32頁）と回答するなど、藤川教授の証人尋問を行ったとしても、本件訴訟に資するところはないことは、乙B第413号証（藤川教授尋問調書）からも明らかである。

以上のとおり、藤川教授には、「専門家証人」としての適格性が認められない。

### （3）藤川教授の通常の証人としての適格性

最後に、藤川教授に、通常の証人としての適格性が認められるかどうか検討するが、前記3で述べたとおり、藤川教授意見書に記載された「前提事実」はほとんど全て伝聞ないし再伝聞を内容とするものであり、藤川教授の証人尋問を行うことは、刑事訴訟における伝聞証拠禁止の原則の趣旨にも鑑みれ

ば、事実認定に誤りを生じる可能性が類型的に高く、不適切である。本件訴訟においても、強く原告ら側の立場に立つ藤川教授が、原告らを中心とする対象者からヒアリングを行った結果について、取捨選択の上で、伝聞、再伝聞ないし再々伝聞として証言する以上、このような尋問を行った場合、事実認定に誤りを生じる可能性が極めて高いといわざるを得ない。

また、藤川教授は、ヒアリング結果から、特別の学識経験と無関係な事実も主張しているが、関係者の証言等から事実認定を行うのは、まさに裁判官の職責である。裁判官は我が国において事実の認定を行う能力に最も長けた専門家といえる以上、藤川教授の尋問においてその主張が語られるよりも、むしろ、原告らの本人尋問を一人でも多く行い、反対尋問によって、その供述内容の信用性を検証し、その結果を踏まえて、御序が事実認定の専門家として事実を認定した方が、明らかに正しい事実が認定できるはずである。

このように、「専門家証人」ではない通常の証人として考えたとしても、藤川教授の証人尋問については、証人に対して自己の直接経験しなかった事実について意見を求める尋問を行うようなものであって事実認定に誤りを生じさせるおそれすらある。

そして、本件人証申請が、民事訴訟規則が禁止している「意見の陳述を求める尋問」(民事訴訟規則115条2項5号)、「証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問」(同項6号)を行うことを主目的としていることも踏まえれば、本件人証申請は、当然に却下されるべきである。

#### 第4 藤川教授意見書に記載された、その他の内容について

##### 1 はじめに

藤川教授意見書が証拠価値を有しないことは、第3で述べたとおりであるが、主観的かつ曖昧な記載を繰り返すことで、一定の印象を与えるという誤導的な内容に、裁判所の心証が影響を受けることを避けるため、以下では、各項目ごとに

反論を記載する。上記の目的の範囲内で、一部についてのみ反論を述べるものであることから、反論しなかった事実について、認める趣旨ではないことについては、留意されたい。

## 2 「1. 継続する混乱とその背景」について

藤川教授意見書は、「1. 継続する混乱とその背景」（2頁以下）において、「長期的な被害の中で復興政策が始まったこと、したがって帰還などが原発事故被害の終わりではない」、「住民と自治体の双方が選択の困難を抱え、お互いの方向性が定まらないためにさらに選択条件が制約されるという相互規定性は早くから指摘されてきた」、「富岡町は南北10kmに満たないにもかかわらず、帰還困難区域、居住制限区域、避難準備区域に3分されたことを指摘する。

しかし、藤川教授意見書が本項目で指摘する事項は、いずれも復興政策や本件事故後の避難指示区域の区分に関する、国や福島県、あるいは富岡町の政策に対するものであり、これらの政策の内容を踏まえて本件事故の被害は終わっていないと指摘するようであるが、国家や地方公共団体の政策により生じた結果につき、被告に帰責させる理由は明らかにされていない。

少なくとも、本項で論じられる復興政策や避難指示区分が3分されたことにより何らかの被害があったとしても、当該被害は、本件訴訟において個々の原告らが損害賠償請求権を有するという意味での被害たり得ないことは明らかである。

もちろん、藤川教授は法分野の専門家ではないため、本件訴訟の個々の原告が損害賠償請求権を有する、賠償金が支払われるべきという趣旨で意見を述べるものではないと思われるが、いずれにしてもミスリードな主張であると言わざるを得ない。

## 3 「2. 富岡町における複合災害の経験」について

藤川教授意見書は、「2. 富岡町における複合災害の経験」（3頁以下）におい

て、富岡町の住民登録者数のうち、避難者先別人数の内訳のみをもって平成29年4月1日以降も「人口との関係で見れば事実上避難生活が続いている」と断じている。しかし、藤川教授意見書の主張は、“本件事故当時に居住していた住居に帰還した者以外はみな避難生活を続けている”と主張するのと同義であり、余りに乱暴な主張と言わざるを得ない。本件事故後、当時居住していた住居に帰還することにより平穏な生活を回復する者も、あらたな生活の本拠に移住することにより平穏な生活を回復する者も、さらには進学・結婚・就職等の本件事故以外の要因により生活の本拠として定めた土地に転居する者もいることから、富岡町の住民登録者のみをもって、平成29年4月1日以降も「事実上避難生活が続いている」断ずることはできない。

また、藤川教授意見書は、平成30年3月末時点での富岡町民の移転先の内訳を挙げたうえで（藤川教授意見書・6頁）、住民の避難先が郡山市といわき市を中心に分散していることを、「富岡町の分断」であるとか、富岡町で復興計画の具体化を進めにくい要因として挙げ、富岡町を中心とする避難指示区域において本件事故の被害が継続していると主張するようであるが、そもそも本件事故直後に住民の避難先が郡山市といわき市を中心に分散したことは、藤川教授意見書も指摘するように、国道114号線、国道288号線、小野富岡線の道路の整備が進んでいなかつたために渋滞が発生したことを原因とするものであり、また、被告による住居確保費用に対する損害賠償金等を用いる等して他所に移住し新たな生活の本拠での平穏な生活を回復した者、進学・結婚・就職等本件事故以外の要因によりいわき市や郡山市等の都市部に生活の本拠を定めた者もみられることから、平成30年3月時点の富岡町民の移転先の内訳は、本件事故による「富岡町の分断」を何ら基礎づけるものではない。少なくとも本件事故直後に富岡町民の移動先が分散したこと及び平成30年3月末時点における富岡町民の移転先の内訳は、本件訴訟において個々の原告らが損害賠償請求権を有するという意味での被害を示すものではないことは明らかである。

さらに、藤川教授意見書は、富岡町には避難元・避難先の相違による分断、年代・ジェンダー・職業など中間集団ごとの分断、区域見直し・賠償問題に伴う分断という「三つの分断」なるものが存在する旨主張するが、藤川教授自身が認めるように、この「三つの分断」なるものは富岡町以外の被災地にも共通にみられるものである（藤川教授意見書・6頁）。「三つの分断」なるものが富岡町以外の被災地にも生じている以上、「三つの分断」なるものは富岡町における特別な被害の継続等を基礎づけるものではないはずであるにもかかわらず、藤川教授意見書では、「三つの分断」なるものを所与のものとして富岡町における被害の継続性を基礎づけるかのように述べるが、その理由についても明らかにされていない。

なお、藤川教授意見書・7頁では、富岡町における本件事故当時から平成29年の避難指示解除開始までの間における状況につき、「被災自治体に隣接していたこと、福島第二原発を抱えていたこと、津波被害も大きく複合災害だったことによる独特な被害も見られた」、「加えて、富岡町自体が原発立地自治体だったことの影響もある。」とし、富岡町における本件事故後の状況が、本件事故以外の事象も要因となっていることを自認していることを付言する。

#### 4 「3. 富岡町の現状における社会的課題－分断と生活基盤の喪失を中心に」について

藤川教授意見書は、「3. 富岡町の現状における社会的課題－分断と生活基盤の喪失を中心に」（9頁以下）において、「たとえば放射線（量）へのリスクの感覚の違いも政府や専門家などによる論争の影響が大きいにもかかわらず、福島にかかる人たちが当事者として見られることが少なくない。選択の強要とその結果を「自己責任」として押し付ける圧力は、多くの人たちに孤立感を与える。ある意味ではこれこそが福島原発事故における分断の起点であり、そのひずみが多様な裂け目をもたらした」と主張する。しかし、被告は、帰還の上で生活を再建することを希望する方や、新たな土地に移住することを選択する方など、様々な

立場の方があることを前提に、賠償が個人の判断・行動に影響を与えるべきではないという中間指針等における基本的な考え方立ちつつ、帰還した上で生活再建や、新たな土地における生活の開始など、それぞれの選択に可能な限り資するような枠組みのもとで賠償を行っており、具体的には、帰還を希望する場合も移住を希望する場合も、賠償上の取扱いは同一とし、財物、精神的損害、営業損害・就労不能損害等幅広い損害項目について賠償金の一括払を可能とすること等により、住民の生活再建のための十分な金額を賠償している。本件事故当時富岡町に居住していた者は、被告による賠償金を受領し平穏な生活を回復する中で、帰還の上で生活を再建するか、あるいは新たな土地に移住するかの選択は、あくまで個々人の「自由意思」に基づいてなされたものであり、そもそも「自己責任の押し付け」ではない。

また、藤川教授意見書では、「放射線（量）へのリスク」について、明確な命題の提示や客観的なデータによる検証は何らなされておらず、抽象的な主張しかなされていない。上記のとおり、藤川教授は、放射線被ばくや放射線の医療分野についての知見が「全くない」（乙B第413号証・32頁）ことからも証拠価値は全くないといわざるを得ない。藤川教授意見書における当該主張は、あたかも富岡町において放射線（量）に対するリスクが存在し、あるいは本件事故後の富岡町における（藤川教授意見書が主張する）被害が放射能汚染に起因するものであるかのような印象を与えようとしているに過ぎない。

次に、藤川教授意見書10頁では、富岡第一・第二小学校に通学する児童数の変化を挙げて、「富岡町では人口面での回復が一定程度みられている」としつつ、「子育てを含めた日常生活が回復しているとは言いがたい」とし、「こうした状況が示唆するのは、今後の復興の過程でも分断が継続ないし振興（原文ママ）するかもしれないという懸念である。」と主張する。しかし、そもそも富岡町において「分断」なる内容不明の事象が発生しているかについて、「分断」の明確な定義も客観的な裏付けもないうえ、「こうした状況が示唆するのは」と因果関係について

も裏付けなく飛躍した論理を展開し、さらに「今後の復興の過程でも分断が継続ないし振興（原文ママ）するかもしれない」と、将来の不確定事項があたかも存在するかのように論じるものであり、到底証拠価値が認められるものではない。実際に、藤川教授意見書がその後に引用する社会学者の論説によっても、「避難元地域自体が「誰が帰還する相応しいか」を選別している状況が起きているかのようにさえ見え」（傍点は引用者による）と、極めて抽象的な主張しているところからも窺える。

さらに、藤川教授意見書 11 頁では、「現実には未だ、5割近くの人たちが帰還をめぐって葛藤している状況にある。30 年以上にわたる世代を超えた超長期の復興（＝「第三の道」）への理解とそこへの関わりが継承されていく—それによって、この先も続くであろう「通い復興」や避難先で住居を取得しながらも将来的な帰還や故郷との関わりを持とうとする考え方や行為が理解され、異なる立場や利害によって生じてきた分断等が解消されることを期待したい。」と述べる。しかし、藤川教授意見書では、「5割近くの人たちが帰還をめぐって葛藤していること」、「この先も「通い復興」なるものが継続すること」、「本件事故当時富岡町に居住していた者がみな住居を取得しながらも将来的な帰還や故郷との関わりを持つこと」のいずれも裏付け資料はなく、独自の見解をただ述べるものに過ぎず、当該主張が“本件訴訟における本件事故当時富岡町に居住していた者の損害賠償請求権の有無並びに損害の填補及び精神的苦痛の慰謝の有無”の判断の前提資料となることはない。

これに加えて、藤川教授意見書 12 頁では、関礼子教授の「ふるさと剥奪」に係る主張を紹介するが、関教授は、「ふるさと剥奪」があり、それが継続していると主張するために、偏った対象者に対するアンケート結果及びヒアリング結果に基づいて、偏った立場から復興事業を批判しているのであって、関教授の見解に基づく藤川教授意見書の「ふるさと剥奪」に係る主張も、本件訴訟において、正しい事実認定を阻害するものといわざるを得ない。

次に、藤川教授意見書15頁では、「3-3. 境界に置かれる苦労と不安—富岡町の特徴として」と題して、「双葉郡の中心的な存在として発展した町が境界部に代わってしまったことは、地域再建にとっても厳しい。境界に関しては、さらに、心理的な意味もある。補償をめぐる分断についてはすでにふれたので割愛するとして、境界部では選択を迫られることが多く、それに関する判断も分かれがちである。帰還した世帯が多いのに若い世代はもどらない地域では、少子高齢化も行政活動や農業の再開に支障をきたす。個人の選択と世帯・地域の共同生徒の関係には相互性があるが、境界部では地域的な合意を得ることが難しくなり、再建に向けた始動にも時間を要する。」と主張している。しかし、繰り返しになるが、藤川教授意見書の主張は、当該主張も含め何の裏付けもない抽象的なものであり、富岡町においては、本件事故後住民が分散したこと、本件事故後住民が町に入れなかつたこと、商店街を含めて避難指示解除の時期に建物が多く解体されたことを強引に結びつけ、また、何らの理由も挙げずに「境界部では地域的な合意を得ることが難しくなる」と断じるなど、飛躍した主張に終始している。

この点、富岡町においては、学びの森（乙B第340号証～乙B第345号証）、令和4年度に稼働するカントリーエレベーター（乙B第353号証）、たまねぎの栽培（富岡町では、たまねぎの一大産地を目指しており、富岡町内のタマネギの作付面積は、令和2年度の6.2ヘクタールから令和3年度は10.4ヘクタールに、令和7年度には24ヘクタールまで増える見込みである。また、出荷が長雨の影響で腐食しやすい時期と重なるだけに、富岡町も50ヘクタール規模の栽培面積に対応できる乾燥機能を備えた貯蔵施設を令和5年4月稼働を目標に整備する方針である（乙B第378号証））など、復興を遂げているところである。

これに加えて、富岡町では、富岡町における事業者の期間、事業・生業の再開促進を図るため、平成23年3月11日に富岡町において事業を行っていた中小事業者を対象に「富岡町事業再開支援事業補助金」の公募がなされている（例として、富岡町定住緊急支援事業計画（乙B第335号証）、富岡町特定復興再生拠

点区域復興再生計画アクションプラン（乙B第352号証）、富岡産業団地（乙B第376号証）等、復興に向けて（地域的な合意を取りながら）様々な計画が立てられているところである。

### 5 「4. 富岡町における復興への課題と維持可能性」について

藤川教授意見書15頁～17頁では、「4. 富岡町における復興への課題と維持可能性」において、富岡町の町内居住者数を挙げて、作業関係者の多さや、女性が少ないことを挙げて生活基盤の回復が困難であると断じている。しかし、そもそも藤川教授意見書は、富岡町の居住者のうち作業関係者が多いことを裏付ける資料を何ら提示していない。実際に、藤川教授は、別件訴訟においてコンビニ利用者の半分ぐらいが工事関係者であるとの意見の内容に関し、そのような事実の調査をしておらず、印象なので無視して結構である旨の供述もしており（乙B第413号証・59頁）、藤川教授が意見書に記載する事情は裏付けのない印象論を多分に含むものであることに十分留意する必要がある。また、女性が少ないとために富岡町の生活基盤の回復が困難であるとする点についても、いかなる事実・理由に基づき富岡町の全体の生活基盤の回復が困難であることにつながるのか、因果関係の裏付けが全くなされていない。他方で富岡町では、教育環境の充実等、子育て環境を充実させる等の復興施策を講じており、女性を含めた住民数も今後増えていく傾向となる可能性が高い。具体的には、平成31年には認定こども園「にこにここども園」が開園し（乙B第326号証・7頁）、令和4年3月頃には富岡町放課後児童クラブが開設されている（乙B第416号証）。

この「にこにここども園」では、生後10か月から就学前の子どもを対象とする保育施設と、1歳6か月から就学前の子どもを対象とする一時預かりを行っており、富岡町民及び富岡町内で就労している者であれば、保護者の就労の有無にかかわらず利用することが可能となっており（乙B第274号証、乙B第327号証）、富岡町放課後児童クラブは、子どもたちの居場所づくりと、両親が共に安

心して働くことができる環境づくりの2つを目的として作られたものである。

このように、藤川教授意見書では、富岡町において講じられている施策を無視する一方で、裏付けのない事実に基づいて印象論や独自の意見を述べるものに過ぎない。

また、藤川教授意見書17頁では、「富岡町の現状では、事故原発の安全性への心配、富岡町内での就労・営業条件の悪化、避難先での生活基盤の安定化が帰還率の上昇を妨げる理由として大きい」とするが、いずれも裏付け調査及び客観的な根拠を欠き、あるいは富岡町の状況を誤って捉えたものである。すなわち、例えば、「原発の安全性への心配」については、具体的な放射線量（特に生活圏における放射線量）に関するデータやその周知状況が提示されておらず、「富岡町内の就労・営業条件の悪化」についてはアグリファームの整備をはじめとする復興とそこから生み出される雇用の規模等に関する事情になんら触れていない。また、「避難先での生活基盤の安定化」についても、個々の住民が自分の意思によってよりよい生活環境に本拠を移すことを選択・決定するという側面がなんら勘案されていない。他方で、富岡町における生活基盤の安定という点では、例えば富岡町に平成29年4月にオープンしたさくらモールとみおかでは、開業当日の開店時点において100人を超える来場者が来店し、開設から約1年後の平成30年4月、同年5月には前年前月比約3割増しと右肩上がりに増えており、平成30年6月24日において、累計の来場者数は100万人を超えている状況にあること（乙B第275号証）、令和4年3月18日に開業したトータルサポートセンターは、「特別養護老人ホーム桜の園」と合わせて（乙B304）、帰還促進につながる福祉サービスの拠点となっていること（乙B第304号証～乙B第307号証）が認められるところ、藤川教授意見書においてはこの点についても何ら触れられていない。

さらに藤川教授意見書17頁では、上記の帰還率の上昇を妨げる理由が改善されたとしても、なお、少子化の課題が残ることが懸念されるとしているが、我が

国全体において、過疎化が進んだ地域においては、若い世代が都会に出て地元に戻らないという現象は、ごく一般的に生じているし、本件事故によって避難をした者については、避難先が利便性の高い都市部であったことから、都市部での生活に触れて、元の居住地に戻るよりも都市部での生活を続けたいと考えた者（とくに学生や勤労世代）多かった可能性は高い。また、もともと都市部への転居を希望していた住民が、被告からの住居確保費用等の賠償金を得て、都市部に住宅を確保そのまま定住するケースも考えられる。この点について科学的に検証するためには、本件事故の影響が全くなく、かつ、同様に過疎化が進んだ地域の住民に対して、土地建物家財道具等の時価相当額を支払い、かつ、住居確保費用も提供したという事例において、住民が当該地域に戻るか別の地域に移るかの比較対照をすることが考えられるが、実際にこのような比較対照をすれば、都市部へ転居する者も多いと思われる。

このように、住民が元の居住地に戻らない理由については、様々なものが考えられるところである。

藤川教授は、この点についての「専門家証人」として、立てられた仮説について、客観的なデータや調査に基づいた検証を行うべきであるところ、裏付け調査や客観的なデータの提示もないままに、帰還率が上がらず少子化に至る原因が本件事故にあるかのような一方的な主張を行うことは、「専門家証人」としての判断とは言い難い。

なお、藤川教授意見書では、本項以降、ヒアリング結果の抜粋のような文書が記載されているところ、当該ヒアリングは、誰からどのよう形でなされたものであるかすら明らかでなく、中立性を欠く偏った内容である可能性がある。

## 6 「5. コミュニティの再建とその課題」について

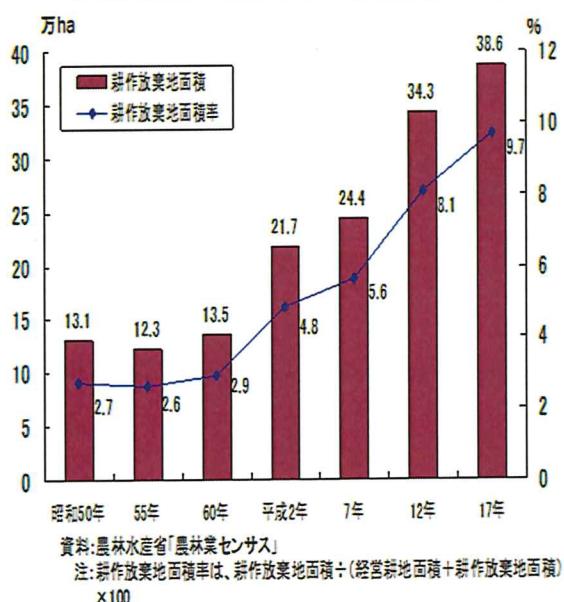
藤川教授意見書は、21頁以下の「5. コミュニティの再建とその課題」において、富岡町における農業の再開を困難にする事情として、①風評、②土壤劣化、

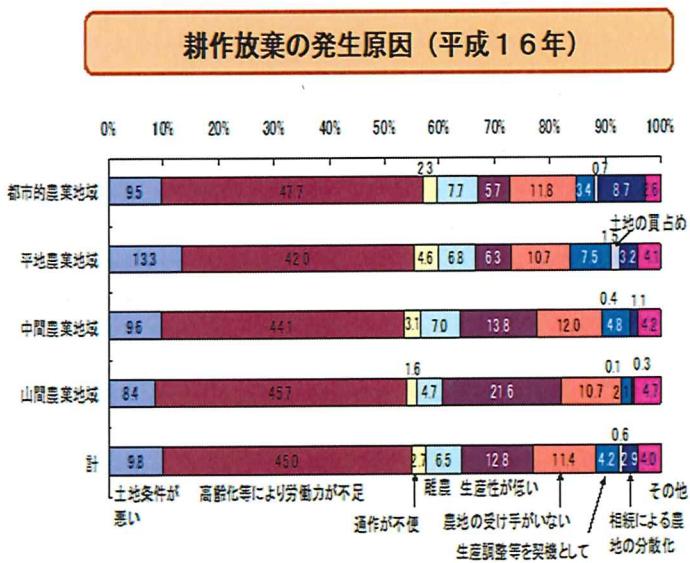
③農業人口の減少及び高齢化による労働力不足を挙げ、あわせて、④設備投資は増加したこと、⑤農環境の維持・整備には課題があることを指摘する。

しかし、上記③に関しては、わが国では本件事故前から高齢化等を原因として農業人口が減少している。すなわち、わが国では耕作放棄地の増加が問題視されていたところ、耕作放棄地面積は、以下のグラフに参照されるように、昭和60年ころまでは横ばいであったものの、平成2年以降増加に転じ、平成17年には、東京都の面積の1.8倍に相当する面積が耕作放棄地となっている（乙B第372号証・2頁）。

また、以下のグラフのように耕作放棄地の発生原因としては、「高齢化等による労働力が不足」、「生産性が低い」「農地の受け手がない」「土地条件が悪い」等が主たる要因となっている（乙B第372号証・4頁）。

耕作放棄地面積の推移





このように本件事故前から高齢化による農業人口の減少、農地の引き受け手がないなどの状況は顕著であった。

また、④設備投資については、「新たな機械購入など農業再開に必要な投資額は増えた」ことは藤川意見書も述べるとおりである。実際、農業用施設・機械を設置又は購入した者に対して費用を補助する富岡町がんばる農業支援事業（乙B第355号証）・水稻作付再開奨励金事業（富岡町では、水稻作付の再開を促進することにより、農地保全及び農地の多面的な機能の維持を図り地域農業の再生と振興に資することを目的とし、富岡町水稻作付再開奨励金事業が実施されており、町内の水田において、水稻の作付をした富岡町に住所を有する耕作者に対し奨励金（10アール当たり2万円を乗じて得た額）を交付するなどしている）（乙B第356号証）などの実施も相俟って、更に水稻作付面積が増加することが見込まれており、カントリーエレベーターの稼働可能な出荷量が富岡町内でも確保し得るための事業整備も進んでいるところである。

さらに、⑤農環境の維持・整備について、藤川教授意見書25頁～26頁では、

富岡アグリファームの例を挙げ、今後の事業継続が課題である旨述べるが、その根拠とする富岡アグリファームのメンバー（富岡アグリファームの代表者である猪狩弘道氏（原告番号2）を含む。）のヒアリングにみられる発言は、いずれも原告の主張を代弁する抽象的な不安に過ぎず、そのようなヒアリング結果に基づいて事業継続が課題であると判断することはできないのであって、“本件訴訟における本件事故当時富岡町に居住していた者の損害賠償請求権の有無並びに損害の填補及び精神的苦痛の慰謝の有無”の認定に資するものとは到底いえるものではない。加えて、上記第3・3で述べたとおり、富岡アグリファームのヒアリングの対象者は本件訴訟の原告及び当該原告に近い者であって、これらの者のヒアリング結果に基づく意見については証拠価値がないことは明らかである。

加えて、③農業人口の減少及び高齢化による労働力不足に関しては、藤川教授意見書25頁において、富岡町における稻作の主な課題として挙げられている「労力」すなわち高齢化にかかる労力については、上記グラフのように「高齢化等による労働力が不足」「生産性が低い」「農地の受け手がいない」「土地条件が悪い」等を主たる要因として耕作放棄地に係る面積が増加し続けていることを踏まえると、高齢化にかかる労力不足は本件事故前より生じていたのであり、もう一つの課題とされる獣害対策については、本件事故前にも獣害自体は存在したものであるうえ、藤川教授意見書が述べる獣害対策そのものが本件事故により発生したものであること及びそのことが富岡町における本件事故の被害の継続性を基礎づける理由についても明らかにされていない。

藤川教授意見書は、富岡町の稻作等に係る事業につき、「3年か4年たてば安心な状態になっている、ということではなく、そこを乗り換えて継続できるかが、大事になってくる」と悲観的に捉えるが、将来の事業継続に係る抽象的な不安であり、客観的な裏付けがある意見ではない。

むしろ、富岡町は、就農に向けた活動（農業活動）、農作業従事、農業技術、就農に向けた知識の習得、地域農業の情報発信に関する活動などをする農業地域お

こし協力隊などを募集するなど、農業の振興に向けた積極的な活動が実施されている（乙B354）。そのほか、富岡町においては、営農再開に向けた施策として、「営業再開支援事業」、「農業者支援事業」、「農業復興対策事業」が展開されており、具体的には「担い手確保・育成事業」では新規就農や研修から農業を始める方の生活費や家賃補助が、「ふれあい農園運営事業」では農園の移転、収穫祭など交流イベントの開催の支援がなされているなど、担い手確保等に向けた様々な施策が行われている（乙B352～356、乙B417～420参照）。

さらに、富岡町においては、本件事故前から住民より「第一次産業の停滞が著しい」「農業後継者が不足している」「農業に対する住民の関心が低い」との声が挙げられるなど、農業の衰退が危ぶまれていたところであるが（乙B第249号証・43頁）、避難指示が解除された平成29年には作付面積が5ヘクタールだったものが、令和4年の作付見込面積は、98ヘクタールと急拡大している（乙B第353号証）。

藤川教授意見書においては、このような富岡町における農業復興政策について十分に考慮せずに、裏付けなく富岡町における稻作等の継続を疑問視しているが、当該意見が“本件訴訟における本件事故当時富岡町に居住していた者の損害賠償請求権の有無並びに損害の填補及び精神的苦痛の慰謝の有無”の認定に資するものとは到底いえない。

また、藤川教授意見書26頁～27頁では、メガソーラー事業と農地回復との関係につき、土地の貸借契約期間終了後のメガソーラー事業の継続性、富岡町の本岡地区の工業団地及び郡山地区の産業団地の雇用条件・規模・持続性につき不安がある旨述べる。

しかし、稻作等に係る事業と同様、将来の事業継続に係る抽象的な不安は、“本件訴訟における本件事故当時富岡町に居住していた者の損害賠償請求権の有無並びに損害の填補及び精神的苦痛の慰謝の有無”の認定に資するものとは到底いえ

ない。

むしろ、富岡町では、富岡町では、本件事故以前から農業従事者数が減少傾向にあり、農地の受け手や稻作の永続性に課題があるとされていたが、メガソーラー・ SAKURAは、富岡町内に位置する約40ヘクタールの土地を活用して11万880枚の太陽光パネルを設置することで、一般家庭約9100世帯分に相当する約3万3000メガワットアワーを年間で発電している（乙B第406号証）。

太陽光発電事業に関しては、メガソーラー・ SAKURAを運営する富岡復興エナジー合同会社以外にも、富岡町民自身が発起人となって立ち上げた株式会社さくらソーラーも運営を行っており、若手の農家が自立的な経営ができるようになるための支援を行うなど、メガソーラー・ SAKURA同様に売電収益を復興に還元する仕組みづくりが進んでいる（乙B第407号証）。

さらに、藤川教授意見書27頁～28頁では、「5－5．世代継承の課題と長期的な視野の重要性」と題し、「ふるさと」や「土地の思いは世代を超えてきたものだが、地域から切り離された状態で次に継承できるか分からない」、「避難先との交流を維持・拡大していくといつても、帰還した人たちと同世代であれば親交もあるが、次の世代になると町外の職場などの関係の方が深くなり、農業経験のない人も増えてくる。配偶者や子どもには富岡町での記憶がほとんど無い人もいる。」と述べる。

しかし、過疎地域の継承の問題は住民の高齢化及び過疎化により起こるものである。

むしろ、ここでの藤川教授意見書の指摘は、まさに移動先での人との交流をすることにより新たなコミュニティが形成されること、本件事故当時に富岡町に居住していた者全てが農業経験を有するわけではないこと、「ふるさと」や土地の思いは生活の本拠を移すことによりそのような思い 자체存在しなくなる程度のものであることの指摘である。

## 7 「6. むすび：地域再建と生活再建のために何が求められるのか？」について

藤川教授意見書は、「6. むすび：地域再建と生活再建のために何が求められるのか？」（29頁）において、富岡町において、様々な復興に向けた動きがあることは認めつつも、イタイイタイ病訴訟に触れ、「被害の救済は、経済活動を行う企業にまず第一に求めるほかない」、地域再建・生活再建につき「責任を問い合わせることが求められている」等と述べる。

しかし、これまでの整理から明らかなどおり、藤川教授意見書に記載された復興に関する事実は、ヒアリング結果も含め裏付けはなされておらず、批判の内容は、抽象論、主観的な評価や明確な客観的根拠を示さない批判が多く、これらが特別の学識経験を有するはずの「専門家証人」の意見書としての分析とは到底いえない。

## 第5 原告準備書面（27）に対する反論

原告準備書面（27）記載の内容については、全て否認ないし争う。

第3及び第4で検討したとおり、藤川教授意見書は、藤川教授の独自の概念に基づく意見の主張に過ぎず、本件訴訟における多数の階層構造の中で整理された請求原因事実・抗弁事実や主要事実・間接事実の各命題の中で、どのように位置づけるべきか不明というほかない。

そして、原告準備書面（27）は、本来であれば、このような藤川教授意見書を、法的な観点から整理して、どのような要証事実を主張するための証拠なのかを明確に示すべきであると考えられるが、実際には藤川教授意見書の単なる要約版に過ぎない。

明確な定義づけをすることなく、「分断」、「コミュニティ変容（ふるさと喪失／ふるさと剥奪）」及び「境界付近に生きること」といった独自の用語を次々と繰り出し、請求原因事実等との関連性も明らかにしない原告準備書面（27）については、訴

訟における一方当事者の主張としては機能しておらず、第3及び第4で述べた内容に加えて、反論するまでもないものと考えられる。

## 第6 結語

以上の検討から明らかなどおり、藤川教授意見書は、藤川教授独自の価値観に基づく、独自の主張を、藤川教授独自の用語をもって主張しているだけの書面といわざるを得ない。そして、これに引きずられて、原告準備書面（27）の内容も、本件訴訟においてどのように位置づけるかが不明な内容となっている。

このように、原告らすら混乱させるような藤川教授意見書は、本件訴訟において、正しい事実認定をむしろ阻害するものといわざるを得ない。

そこで、藤川教授意見書は単なる一個人の意見として本件訴訟において証拠価値を有しないものと評価すべきであるし、本件人証申請も認めるべきではない。

ここで、被告は、帰還の上で生活を再建することを希望する方や、新たな土地に移住することを選択する方など、様々な立場の方があることを前提に、賠償が個人の判断・行動に影響を与えるべきではないという中間指針等における基本的な考え方方に立ちつつ、帰還した上での生活再建や、新たな土地における生活の開始など、それぞれの選択に可能な限り資するような枠組みのもとで賠償を行っており、具体的には、帰還を希望する場合も移住を希望する場合も、賠償上の取扱いは同一とし、財物、精神的損害、営業損害・就労不能損害等幅広い損害項目について賠償金の一括払を可能とすること等により、住民の生活再建のための十分な金額を賠償している。そのような賠償枠組みのもと、避難指示解除後も元の居住地に帰還せず新たな土地で生活をする選択を行った住民がいることにより、本件事故時との比較において富岡町の居住者数や年齢構成に変化が生じたとしても、あるいは本件事故後の国や富岡町の政策の実施による変化に伴う何らかの苦痛について、本件事故による損害と評価することは妥当でない。

原告らの主張する「分断」、藤川教授意見書の主張する「分断」のいずれについて

も、このような問題認識が完全に欠けているが、本件事故によって生じた損害と、  
本件事故に基づく賠償金の支払や、富岡町や国による政策の実施によって生じた副  
次的な影響とは分けて考える必要があることを最後に付言しておく。

以上